

平成29年度 京都市立西京高等学校定時制
「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法に基づき、本校のいじめの防止などのための対策、取組内容を策定するものである。

(2) いじめの定義

いじめとは、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を継続的に与える行為（ネット関連を含む）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

＜参考＞いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長、副校長、運営委員会代表1、保健給食部長、養護教諭、スクールカウンセラー、学年代表各1、生徒部長

ウ 開催時期

定例月1回（緊急の場合は、臨時に開催）

エ 委員会として取り組む内容

いじめ防止基本方針の原案策定
いじめの未然防止（早期発見とその対応）
教職員全体での情報交換とその共有
発見されたいじめへの具体的対応
教職員の資質向上のための方策と実施
生徒対象のいじめアンケートの実施と分析

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」を踏まえて、全教職員に対し、未然防止対策や早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等についての校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

各学期末に、学年連絡会と併せて実施する。
「本年度のいじめ防止基本方針について」「気になる行動」「アンケート結果に基づく現状」等

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条（略）

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

生徒が各自の生き方を考える中で“学ぶ”ことの重要性に気づき、自分の学習態度に責任を持ち、積極的に学習に取り組む姿勢を持つことができるよう、担任・教科担任と連携し指導を行う。

イ 道徳教育

自他を尊重し、その調和を図り、人権意識の向上を促す。
アルバイトの経験を生かし、社会の一員としての自身の在り方生き方を考えさせ、豊かな自己形成に繋げる。

ウ 体験活動

体育的行事や文化的行事への参加を通じて、自身の成長へとつなげ、自己肯定感を高める。
定時制として奨励しているアルバイト経験による社会との接点を生かしたキャリア教育を推進する。

エ 生徒が自主的に行う活動

生徒会活動を活性化し、集団の一員としての役割を自覚させる。

オ 生徒へのはたらきかけ

人権、生活安全、薬物乱用防止、進路等の外部講師を招いての各種の研修を通じて、ひとりの社会人として、そして社会の一員としての役割を実感させる。

カ 保護者の啓発

親と先生の会での研修や懇談を通じて、思いやる心を育てるたいせつさや、それにつながるいじめのない学校づくりへの協力を促す。

キ その他

毎年の「生徒実態調査（アンケート形式）」の結果を分析し、各分掌や担任団での改善に努めている。

＜参考＞いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校におけるいじめの防止）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

日頃から問題行動の情報収集に努め、特にいじめに関わる情報については、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年連絡会を通して全教職員で共有する。
重大事案については、緊急の「いじめ対策委員会」で、その対応を検討し、全教職員で情報等を共有のうえ、速やかに対策を実施する。

イ 生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

いじめ記名式アンケートを6月・11月、無記名アンケートを2月に実施し、生徒の状況の把握に努める。
「生徒実態調査」も実施し、生徒の状況把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

保護者懇談（三者懇談）の機会を設定し、その中で相談活動を行う。
日々の生徒の状況については、担任や保健室等を中心に全教職員が気になる生徒の行動について、観察していく。

ウ その他

「生徒実態調査」による学校や家庭での活動の把握にも努め、生活改善への指導も行う。

＜参考＞いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2（略）

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を正確に把握し、今後の対応等について検討する。「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害生徒の支援や加害生徒への指導、周辺生徒の状況把握、教育委員をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応

いじめの発見や報告があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を確認する。
「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
周辺生徒への関わりを把握する。
被害生徒への支援、加害生徒への指導体制をとる。
被害生徒及び加害生徒の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
学校全体の問題として捉え、全校生徒への指導も行い再発を防ぐ。
事案内容によっては、警察にも連絡を入れる。

(3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

情報モラル教育を授業や人権教育のなかで実施し、特に「情報の発信者」としての責任を自覚させる。
ネット上の不適切な書き込みや画像・動画の問題箇所を確認し、速やかに削除させ、当該生徒や保護者の精神的ケアに努める。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 学校いじめ防止基本方針の確認	全校集会		1年保護者懇談会
5	学年連絡会 教育計画の確認	修学旅行		親と先生の会
6	いじめ対策委員会 教職員研修会	人権学習 性と母性学習	記名式アンケート	
7	学年連絡会	球技大会 生活安全学習	教育相談	親と先生の会 保護者懇談会
8				
9	いじめ対策委員会	人権学習 心の健康学習 避難訓練 体育祭		親と先生の会
10	学年連絡会 教職員研修会	文化祭準備期間		
11	いじめ対策委員会	文化祭	記名式アンケート	
12	学年連絡会	人権学習	生徒生活実態調査	親と先生の会 保護者懇談会
1	いじめ対策委員会		教育相談	
2	教職員研修会		無記名アンケート	親と先生の会
3	いじめ対策委員会 学年連絡会			合格者登校

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」（PDCAサイクルの期間）
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個別面談」「教育相談」